



平成 29 年 3 月 28 日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町自治基本条例町民委員会
委員長 小林 隆

答 申 書

平成 28 年 7 月 21 日付け磯町第 133 号で諮問のありました「大磯町自治基本条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討及び見直し」について、次のとおり答申します。

記

大磯町自治基本条例は平成 23 年 9 月に施行され、第 29 条において施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が大磯町にふさわしいものであるかどうか等について、町民委員会を設置して意見を聴取した上で検討し、その結果に基づき見直しするものとする規定されている。

大磯町自治基本条例町民委員会では、諮問についての意見をまとめるために平成 27・28 年度において全 6 回の委員会を開催し、平成 28 年 10 月 6 日付け「大磯町自治基本条例町民委員会の中間とりまとめ」を報告し、それに対する町の考え方について確認し、審議した結果、現時点で当条例はただちに条文の改正を要するものではないと判断した。

なお、当条例は、すべての町政において尊重されるべき理念条例であるが、幾つかの事例を検証したところ、町民の参画と協働によるまちづくりにおける手順や運用の解釈の違いによる誤解が生じているようである。今後は、条例ならびに逐条解説等の関連資料を含め、現状に見合った慎重で適切な運用を求めるとともに、町が町民参画を求める場合のルールとなる運用基準を整備するよう要望する。

以上